

令和 6 年 8 月  
林 野 庁

## 令和 7 年度 税制改正要望（林野関係）

- 1 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置（取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限 1/2）の 2 年延長（不動産取得税）
- 2 農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置（3 年間、1/2）の 2 年延長（固定資産税）
- 3 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の本則化等（法人税）
- 4 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等の拡充（相続税・贈与税、不動産取得税）
- 5 農業信用基金協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（0.4% → 0.15%）の 2 年延長（登録免許税）
- 6 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（10%、資本金 3 千万円超の法人は 7%）〔中小企業経営強化税制〕の拡充及び 2 年延長等（所得税・法人税）

【経産省等 4 省共管】

- 7 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%）〔中小企業投資促進税制〕の 2 年延長（所得税・法人税）

【経産省等 4 省共管】

- 8 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長（印紙税）

【財務省等 5 省庁共管】

農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置  
(取得価格のうち貸付金相当分を控除、上限1/2)の2年延長〔不動産取得税〕

【特例の概要】

○ 森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、木材に関する事業を行う協同組合等が、日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）等の貸付けを受けて取得した共同利用施設については、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価額に対する貸付額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1）を価格から控除。

※ 課税標準の計算式（参考：課税標準×税率（4%）=税額）

課税標準=価格-価格×(貸付額÷取得価額)※

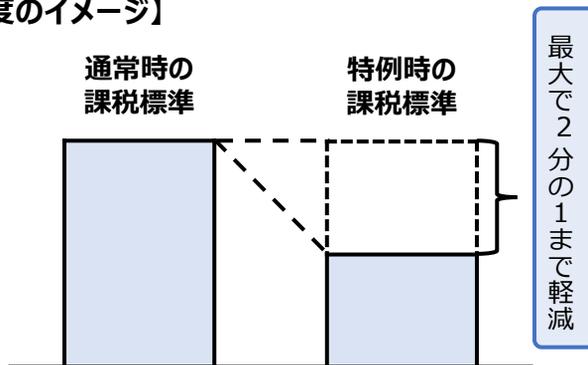
※ 下線部については1/2が上限

【対象施設のイメージ】

木材加工施設(建屋)



【制度のイメージ】



【R7税制改正要望の内容】

特例措置の適用期限の2年延長

(現行措置の期限：令和7年3月31日まで)

農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用機械等に係る課税標準の特例措置  
(3年間、1/2)の2年延長〔固定資産税〕

【特例の概要】

○ 森林組合、森林組合連合会、中小企業等協同組合、協業組合等が、日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）、林業・木材産業改善資金等の交付または貸付けを受けて、取得した共同利用に供する機械及び装置については、固定資産税の課税標準を、取得から3年間は取得価格の1/2に軽減

【対象施設のイメージ】

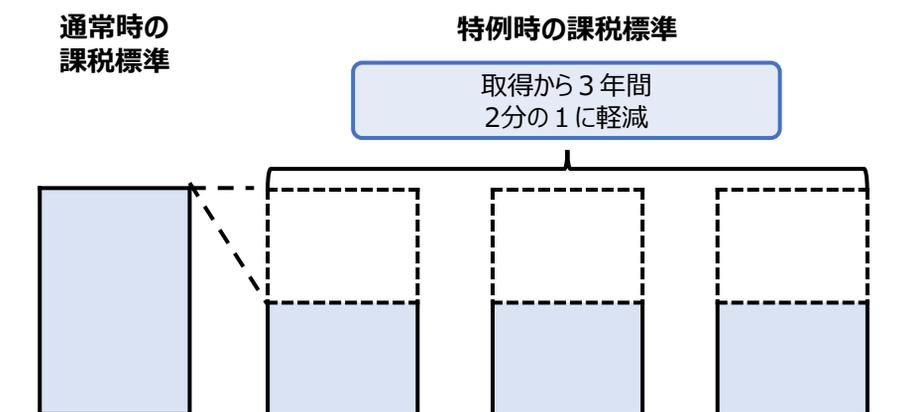
原木自動選別機



高性能林業機械



【制度のイメージ】



【R7税制改正要望の内容】

特例措置の適用期限の2年延長

(現行措置の期限：令和7年3月31日まで)

## 農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置の本則化等〔法人税〕

### 【特例の概要】

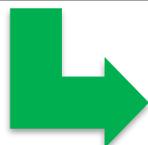
○ 一般的に、合併が行われる場合、被合併会社等の資産等を時価評価して引き継ぎ、その評価益が課税対象となるが、合併により移転する資産の経済実態に実質的変更がないと判定される合併（共同事業合併等）は、「適格合併」として時価評価が不要（資産等を簿価で引き継ぎ、評価益（課税）が発生しない）となる。

その上で、森林組合同士等の合併※においては適格合併として満たすべき原則要件の一部が緩和される。

※非出資の組合同士が合併をする場合には適用対象外

### 【適格合併として満たすべき要件】

要件①	被合併法人と合併法人の各事業が相互に関連
要件②	(イ) 売上金額、従業者数等の規模のいずれかが概ね5倍を超えない 又は (ロ) 被合併法人と合併法人のそれぞれの役員が合併法人の役員となる
要件③	被合併法人の従業者8割以上が合併法人に従事
要件④	被合併法人の事業が合併法人で引き続き営まれること

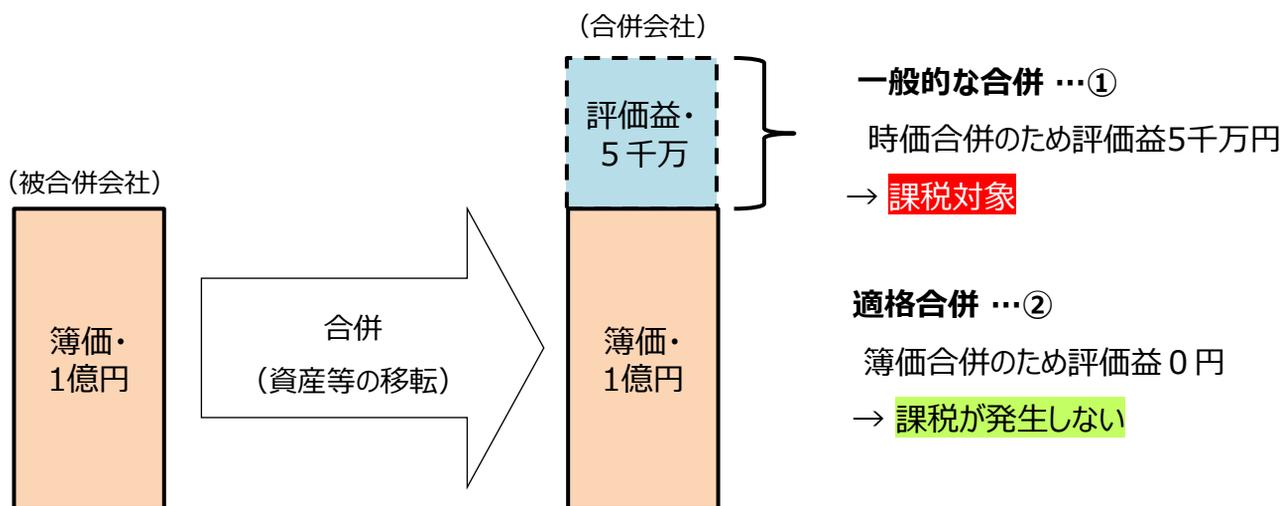


森林組合等の適格合併は、  
要件②によらず判定



要件①、③、④の全てを満たす場合  
適格合併として扱われる。

### 【適格合併のイメージ】



### 【R7 税制改正要望の内容】

法人税法本則で措置とすること等（現行措置の期限：令和7年3月31日まで）

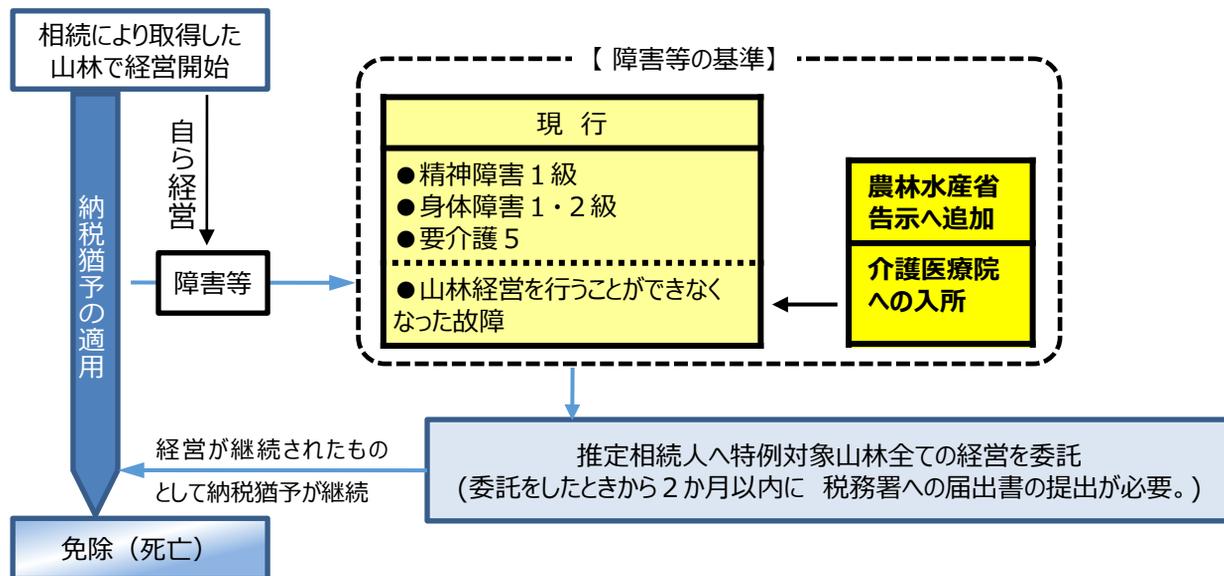
# 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予等における営農困難時貸付け等〔相続税〕 (山林を相続した場合の相続税の納税猶予における経営困難時委託)

## 【特例の概要】

- 山林を相続した場合の相続税の納税猶予制度の適用を受けるには、林業経営相続人が、納税猶予の適用を受ける山林について自ら山林の経営を行うことを前提としているが、その経営の継続ができなくなる一定の事由が発生した場合に、当該山林経営をその相続人の推定相続人に対して、経営委託をした場合には経営が継続されているものとして納税猶予が継続するもの。(経営困難時委託特例)

## 【制度のイメージ】

《経営困難時委託のフロー》



## 【現行の農林水産省告示で定められている事由】

障害	視覚	両眼の視力が0.1以下 周辺視野角度( I / 4 視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度( I / 2 視標による)が56度以下、又は両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下
	聴覚	両耳の聴力レベルが90デシベル以上
	平衡	平衡機能の著しい障害
	咀嚼 言語	咀嚼又は言語の機能を廃したもの 咀嚼及び言語の機能の著しい障害
	精神等	精神、神経系統の機能又は胸腹部臓器の機能の著しい障害
	肢体	両腕又は両脚の全部又は一部の喪失
		片腕又は片脚の用を全廃したもの
		片腕の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		両手の指又は両足の指の全部又は一部の喪失
		両手の親指、人指し指又は中指の用を廃したもの 片手の親指及び人指し指の用を廃したもの 親指又は人指し指を含めて片手の3指の用を廃したもの 片脚の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
両足の足指の全部の用を廃したもの 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの		
体幹 脊柱	座っていること、立ち上がること又は歩くことができない程度の体幹の機能の障害 脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
重複	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合	
老衰	老衰により山林の経営を行う能力が著しく阻害されているもの	
事由	入院	1年以上の期間を要する入院
	施設への入所	救護施設 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は有料老人ホーム(要介護認定又は要支援認定を受けている場合) 介護老人保健施設 障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練又は共同生活援助を行う事業に限ります。)を行う施設又は障害者支援施設

## 【R7 税制改正要望の内容】

経営困難時委託特例の対象となる事由に、介護医療院への入所を追加

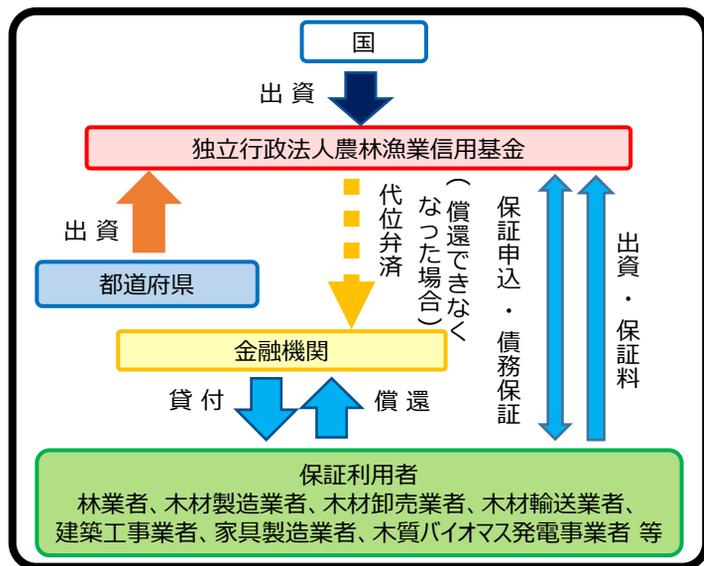
# 農業信用基金協会等を受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置 (0.4%→0.15%) の2年延長〔登録免許税〕

## 【特例の概要】

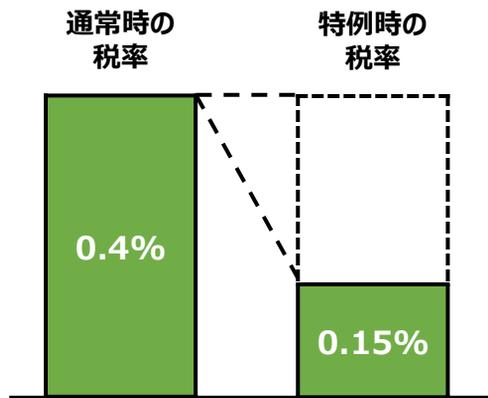
- (独) 農林漁業信用基金 (以下「信用基金」) 等の保証※を受けるために、不動産担保に係る抵当権の設定登記を行う林業者等にあつては、登録免許税の税率を通常の0.4%ではなく0.15%を適用。

※ 信用基金の保証を受けるための抵当権の設定であっても、金融機関を抵当権者とする登記、代位弁済があつた場合に信用基金へ抵当権を移転する場合の登記は、特例の対象外。

## 【(独)農林漁業信用基金の債務保証制度の概要】



## 【制度のイメージ】



## 【R7 税制改正要望の内容】

特例措置の適用期限の2年延長 (現行措置の期限: 令和7年3月31日まで)

# 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (10%、資本金3千万円超の法人は7%) [中小企業経営強化税制] の拡充及び2年延長〔所得税・法人税〕

## 【特例の概要】

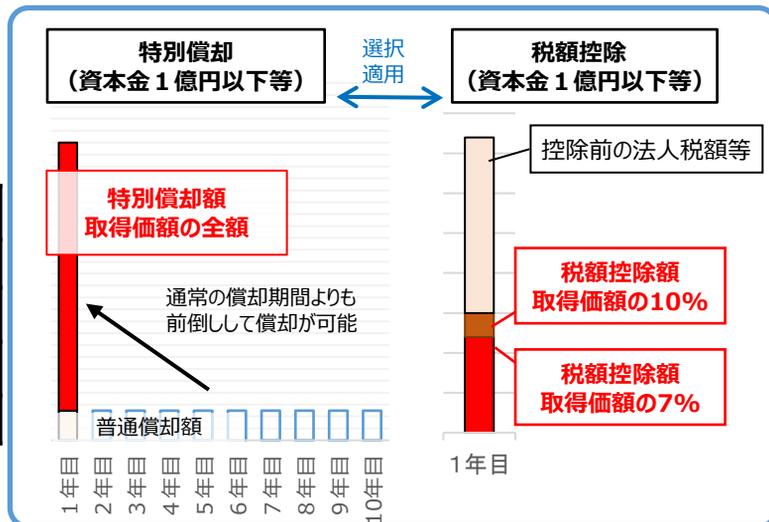
- 青色申告書を提出する中小事業者、中小企業者等※1が、中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備※2を新規取得等して指定事業の用に供した場合、特別償却 (即時償却) 又は取得価額の10% (資本金3000万円超1億円以下の法人は7%) の税額控除を選択適用※3。

※1: 森林組合、森林組合連合会等は対象外。

※2: 設備の種類は、生産性向上設備(A類型)、収益力強化設備(B類型)、デジタル化設備(C類型)、経営資源集約化設備(D類型)の4種類

※4: 本特例を適用した設備(資産)に対して他の租税特別措置の重複適用は不可。

## 【制度のイメージ】



## 【対象設備となる資産の概要】

対象資産の種類	対象資産の要件※
機械及び装置	取得価額が160万円/台以上
工具、器具及び備品	取得価額が30万円/台以上
一定のソフトウェア	取得価額が70万円以上
建物附属設備	取得価額が60万円以上

※設備の種類(類型)毎により用途等個別要件有

## 【R7 税制改正要望の内容】

特例措置の適用期限の2年延長等 (現行措置の期限: 令和7年3月31日まで)

# 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却（30%）又は法人税額等の特別控除（7%） 〔中小企業投資促進税制〕の2年延長〔所得税・法人税〕

## 【特例の概要】

○ 青色申告書を提出する中小事業者、中小企業者等※1が、機械装置等の対象設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、取得価額の30%の特別償却又は7%（資本金3000万円以下の法人又は中小事業者）の税額控除が選択適用※2。

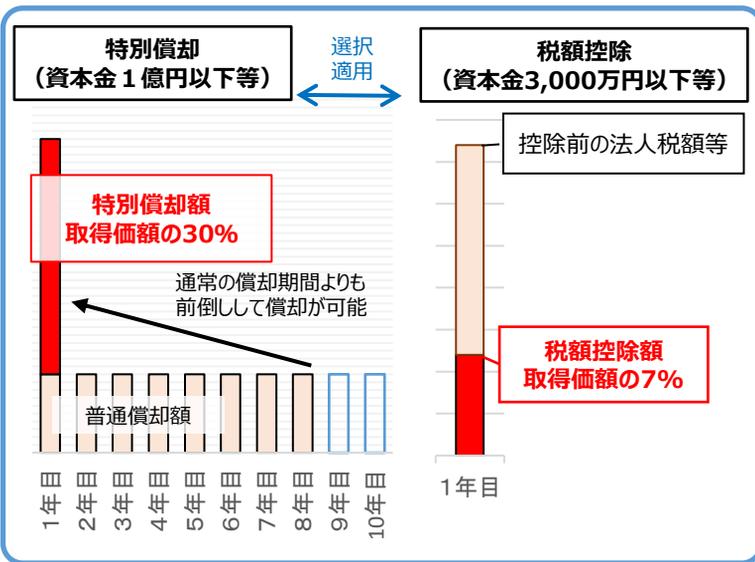
※1：森林組合、森林組合連合会等を含む。

※2：本特例を適用した設備（資産）に対して他の租税特別措置の重複適用は不可。

## 【対象設備となる資産の概要】

対象資産の種類	対象資産の要件
機械及び装置	160万円/台(基)以上
工具	測定工具及び検査工具で ・120万円/台(基)以上 ・30万円/台(基)以上かつ複数合計120万円以上
一定のソフトウェア	一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上
車両および運搬具	車両総重量3.5トン以上貨物自動車
船舶	内航船舶 (取得価格の75%が対象)

## 【制度のイメージ】



## 【R7 税制改正要望の内容】

特例措置の適用期限の2年延長（現行措置の期限：令和7年3月31日まで）

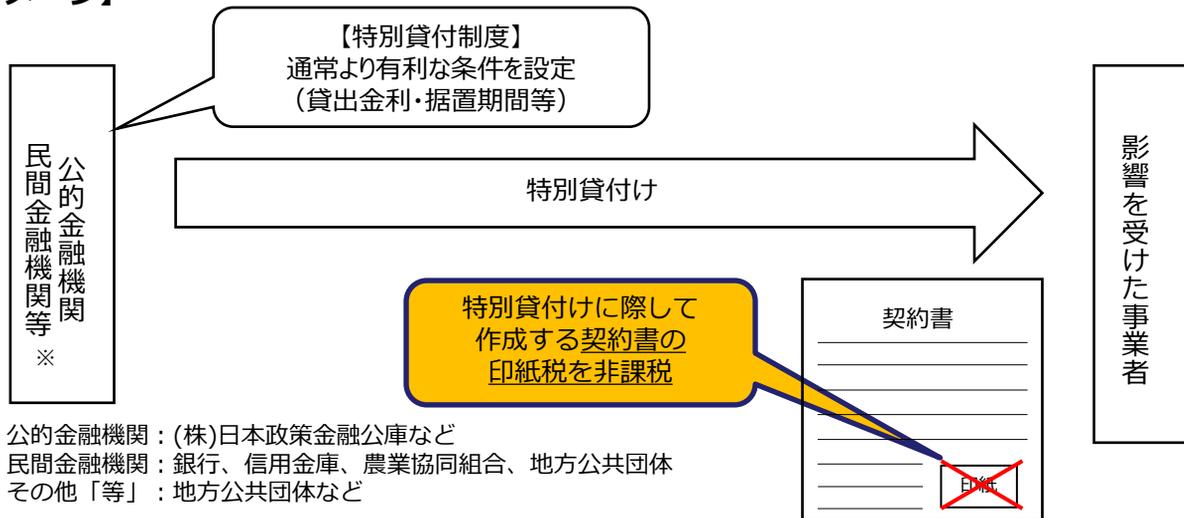
## 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の非課税措置の延長〔印紙税〕

【財務省等5府省庁共管】

## 【特例の概要】

○ 新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けた事業者に対して、公的貸付機関や民間金融機関等が行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書については、印紙税が非課税。

## 【制度のイメージ】



※ 公的金融機関：(株)日本政策金融公庫など  
民間金融機関：銀行、信用金庫、農業協同組合、地方公共団体  
その他「等」：地方公共団体など

## 【R7 税制改正要望の内容】

特例措置の適用期限の延長（現行措置の期限：令和7年3月31日まで）